

市政の動き

燃えるゴミに不燃ゴミを 混ぜないでください

生活が豊かになるに従いゴミの多様化が進み、埋め立て処分場の不足やゴミの増加が大きな社会問題になっています。今日、「ゴミの減量化・リサイクル」推進の声が高まっています。

南国市では、早くから「生ゴミの減量化」や「金属のリサイクル」を推進してきましたが、焼却場に廻入されている可燃ゴミには、まだまだくさんの、ビン・カンなど多種多様な不燃ゴミがまじっています。このため、施設の稼働を一部停止し、不燃ゴミを取り除く作業をこれまでに何度も行っています。

幸いゴミの焼却まで休止する事態にはいたっていませんが、年月の経過と共に今後は最悪の事態の発生も考えられます。また、このようなこと



▲焼却炉内に混入していた多種多様の不燃ゴミ

は施設の老朽化を著しく早めることにもつながります。快適な市民生活を送るためには、一日もゴミの焼却を休むことはできません。今後ともゴミの分別収集について、市民のみなさんのご理解と、一層のご協力をお願いします。

ビンのリサイクル 九月からスタート

再資源化に協力を

市の埋め立て処分場はパンク寸前状態で、危機的な状況となっています。また、年ごとに増え続けるゴミの減量化や、資源の再利用が緊急の課題になっています。このような状況の中、九月一日から「飲料水などのビン」を対象に、リサイクルを行うことになりました。

リサイクルに出すときは、

ビンの色ごとに分別していく

さい、幾種類もの色のビンが混ざっていると、業者の方が引き取ってくれません。

ビンの再資源化に積極的なご協力をお願いします。

【生活環境課】

6月3日に防災訓練

これから予測される集中豪雨や台風による灾害、また、地震災害などに対し、迅速かつ適切な灾害応急対策がとれるよう、訓練を実施します。



6月1日は、人権擁護委員法が施行された日。あなたの地区には市長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。法律がわからなくて困ったり、これは人権問題ではないだろうかと悩んでいる方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

人権擁護委員

橋田憲一	片山	65-8373
竹内義造	国分	62-0118
沢村良	久礼田	62-0913
久万富士	久枝乙	65-1258
内海孝子	大塙甲	64-4063
中橋千秋	稻生	65-0022
東村達夫	立田	63-2079

【総務課】

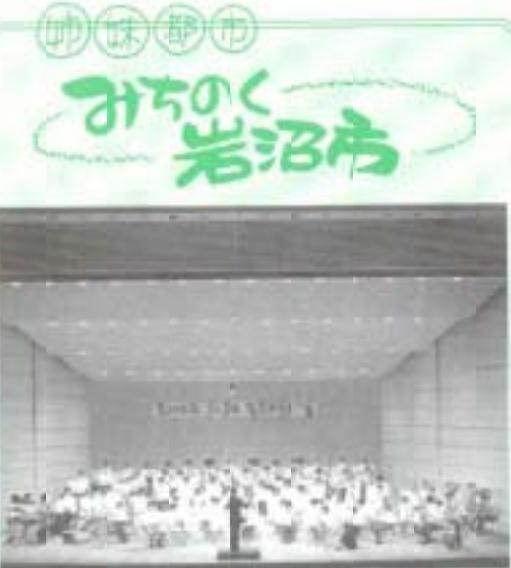
防犯灯の新設

夜間の交通安全や、犯罪の防止のため、防犯灯の新設を行なう場合、設置費に対して補助制度があります。

原則として1集落1か所としています。設置を要望する集落は次のとおり受け付けます。

なお、要望は集落単位で行い、設置後の維持管理は各集落で行うものとします。

- 受付期間 6月1日(木)～20日(火)
- 提出書類 申請書・実施計画書など
- 補助額 事業費の2分の1(ただし1万円を限度とする)
- 交付か所数 20か所
- 交付決定 選考の上決定
- ※申請、お問い合わせは総務課総務管理係(市役所内線432)まで



響け、河武隈川の川面に 『リバーサイド プラス』

昭和61年に完成した岩沼市民会館で練習を重ねていた高校時代の仲間が、昭和63年に岩沼市吹奏楽団を結成し、技術の向上と吹奏楽の広がりを願って、近隣の楽団に合同演奏を呼びかけ始まったのが「リバーサイドプラス」演奏会です。平成2年に初公演が行われ、今では年末の「第九演奏会」とともに地域文化活動の中心行事となっています。

定期演奏会では楽団員のほかに一般公募の方も参加して、大合同演奏会が行われます。作手は隣県のアンサンブルチームも参加し、今年も隣町の有志の方々の参加が予定されており、6月11日の本番に向けて熱のこもった練習が続けられています。

他の市町村のイベントにも出演するなど地域の枠を超えた「リバーサイドプラス」による文化交流の輪が広がっています。

消防屯所など完成

簡易保険金積立金元融資を受けて、十市消防屯所、高速道路関連事業で岡豊町笠ノ川公民館および小蓮公民館が完成しました。

○十市消防屯所 木造平屋建 延床面積 65.1m²
○笠ノ川公民館 鉄骨二階建 延床面積 200.15m²
○小蓮公民館 木造二階建 延床面積 171.1m²

姉妹都市の岩沼市では、平成10年4月開園を目指し、岩沼市フラワーランド(仮称・下見取り図)を建設しています。今後広く市内外の人に愛されるよう、親しみやすい名前を募集しています。



阪神・淡路大震災での被災者の方へ

平成7年1月17日に特定被災区域に住所を有していて大震災による被害を受け、南国市に転入された国保被保険者の方は、被災証明書または被災証明書に保険証・印鑑を持って国保係へ申請してください。一部負担金等免除証明書を発行します。すでに支払った一部負担金などについては、申請により返付いたします。

社会福祉施設入所者の国保について
法改正により、次の社会福祉

施設へ入所される方については、当該施設の所在市町村ではなく、入所措置を行った時の住所地の市町村の国保が適用されることになりましたので、世帯主の方は保険証と印鑑を持って国保係へ届け出を行ってください。

(平成7年4月1日以降の住所移転者に適用)

- 児童福祉施設
- 身体障害者更生援護施設
- 精神薄弱者援護施設
- 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設
- 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム
- ※お問い合わせは保健課国保係(市役所内線145・146)まで